

令和8年度 市民税・県民税（住民税）申告の手引き 福井県坂井市

1. 申告が必要な人

令和8年1月1日現在、坂井市に居住している人のうち、次の①～④のいずれかに該当する人（令和8年1月2日以降に坂井市から転出される人も含みます）

- ①営業・農業などの所得（事業所得）や、地代・家賃などの不動産所得がある人
- ②給与所得または公的年金等に係る雑所得のほかに所得（雑所得・農業所得・不動産所得等）がある人
- ③給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人のうち、各種控除（医療費控除・生命保険料控除・社会保険料控除等）や扶養親族を追加したい人
- ④令和7年に所得が無く、かつ親族の確定申告書や住民税申告書、または給与支払報告書等において、控除対象配偶者または扶養親族として記載されていない人

【申告が不要な人】

- ・令和7年分の確定申告をした人
- ・給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人
- ・令和7年中の合計所得金額が58万円以下、かつ親族の確定申告書や住民税申告書、または給与支払報告書等において、控除対象配偶者または扶養親族として記載されている人

2. 申告に必要なもの

- ①前年中の所得が分かる書類
 - ・源泉徴収票、給与明細書等
 - ・収入や必要経費等が分かる帳簿、明細書、支払調書など
- ②社会保険料の控除証明書、納付額が分かるもの
- ③生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ④医療費控除の計算に必要な書類・医療費の明細書
(人ごと、医療機関ごとに集計したもの。領収書は自宅で保管してください)
- ⑤マイナンバーと本人確認ができるもの
 - マイナンバーカード
 - または下記の両方
 - ・マイナンバー関係書類（通知カードまたはマイナンバー入り住民票）
 - ・顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、在留カード、パスポート等）

3. 申告書の書き方

手順1 収入金額と所得金額を記入

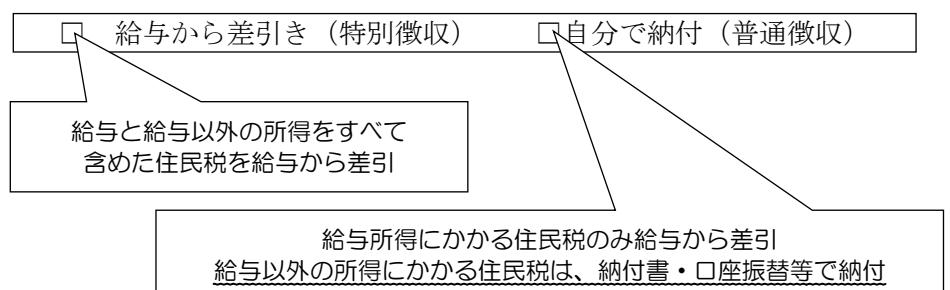
前年中の収入と所得金額を区分ごとに記入してください。

前年中の所得がなかった人は、別添『市民税・県民税申告書の書き方（無所得・無収入の方）』を参考にご記入ください。

ア	①	営業	卸売業、小売業、製造業、建設業、飲食業、サービス業、医師、弁護士、作家、外交員、大工、漁業などの農業以外の事業による所得
イ	②	農業	米、麦、野菜、花、果樹などの栽培又は酪農などの農業による所得
ウ	③	不動産	不動産の貸付、不動産上の権利の貸付、広告看板取付などによる所得
	④	利子	社債や預貯金の利子、公社債投資信託などの分配金の所得
エ	⑤	配当	法人から受ける利益の配当、余剰金の分配などによる所得 ※住民税が源泉徴収されない簡易口座、または大口株主分の上場株式等にかかる配当、一般株式等（非上場）にかかる配当は申告が必要です
オ	⑥	給与	給与、賃金（パート、アルバイト含む）、賞与、専従者給与による所得
カ	⑦	雑（公的年金等）	国民年金、厚生年金、各種共済年金などの公的年金等による所得
キ	⑧	雑（業務）	原稿料、報酬、シリバー人材センター配分金などによる所得 ※「給与」として支払われた分は、給与所得に含みます
ク	⑨	雑（その他）	生命保険等の個人年金、暗号資産などによる所得
	⑩	雑所得合計	雑所得（⑦～⑨）の合計金額を記入
		総合譲渡	土地、建物、株式等以外の資産の譲渡による所得（砂利、金地金等）
ケ		短期	取得の日以後、保有期間が5年以下の資産
コ		長期	取得の日以後、保有期間が5年を超える資産
サ	⑪	一時	賞金、懸賞当選金、競馬・競艇等の払戻金、生命保険の一時金、損害保険などの満期返戻金などによる所得

納付方法の選択について

給与以外の所得に係る住民税を、給与所得分と合わせて給与から差引きするか、自分で納付（口座振替）するかを選択できます。記載がない場合は、給与から差引き（特別徴収）が選択されます（令和8年4月1日時点で65歳以上の人には、給与と公的年金等以外の所得について選択できます）



《記入例》

1 収 入 金 額	事業	営業等	ア	
		農業	イ	320,000
	不動産	ウ		
	配当	エ		
	給与	オ	1,350,000	
	雑	公的年金等	カ	800,000
		業務	キ	
		その他	ク	200,000
	譲渡合	短期	ケ	
		長期	コ	
	一時	サ		
	事業	営業等	①	
		農業	②	240,000
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	600,000	
	雑	公的年金等	⑦	200,000
		業務	⑧	
		その他	⑨	0
		(⑦から⑨までの計)	⑩	200,000
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫	1,040,000	

営業・農業・不動産所得のある人

- 申告書裏面「事業（営業・農業）・不動産所得の計算」に記入してください。
確定申告用の収支内訳書等を添付する場合、申告書裏面の記入は不要です。
- 収入金額（ア～ウ）に申告書裏面7の金額を記入します。
- 所得金額（①～③）に申告書裏面20の金額を記入します。

給与収入のある人

- 給与の支払金額を収入金額（オ）に記入します。複数からの支払いがあった場合は合計します。収入は、1年間に受け取った社会保険料や所得税などが差し引かれる前の給与・賞与です。
- 右の表をもとに計算し、所得金額（⑥）に記入します。
※所得金額調整控除もご参照ください

給与収入：A	給与所得
~650,999	0
~1,900,000	A-650,000
~3,599,999	A÷4 BX2.8-80,000
~6,599,999	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> A ÷ 4 切捨 B × 3.2-440,000 </div>
~8,499,999	A × 0.9-1,100,000
8,500,000～	A-1,950,000

公的年金等収入のある人

- 源泉徴収票の支払金額を記入します。複数ある場合は合計した金額を記入してください。
- 右の表をもとに計算し、所得金額（⑦）に記入します。

公的年金等	収入（A）	公的年金等以外の合計所得 金額1,000万以下（※）
		公的年金等にかかる雑所得
65才未満 (S36.1.2 以降生)	~1,299,999	A-600,000
	~4,099,999	A × 75%-275,000
	~7,699,999	A × 85%-685,000
	~9,999,999	A × 95%-1,455,000
	10,000,000～	A-1,955,000
65才以上 (S36.1.1 以前生)	~3,299,999	A-1,100,000
	~4,099,999	A × 75%-275,000
	~7,699,999	A × 85%-685,000
	~9,999,999	A × 95%-1,455,000
	10,000,000～	A-1,955,000

※1,000万超の場合、年金所得+10万
2,000万超の場合、年金所得+20万

所得金額調整控除

給与所得を計算する際、次の（1）（2）に該当する場合、各計算式により控除額を計算し、給与所得から差し引きます。申告書⑥の欄には、控除後の金額を記載してください。

（1）給与所得が1円以上、公的年金等に係る雑所得が1円以上あり、その合計が10万円超
控除額：給与所得（⑥）+公的年金等所得（⑦）-10万円（最大10万円）

（2）給与等の収入金額が850万円を超える、かつ、AかBのいずれかに該当する

A 本人・同一生計配偶者・扶養親族いずれかが特別障害者

B 23歳未満の扶養親族を有する

控除額：（給与収入金額（オ）-850万円）×10%（最大15万円）

申告書裏面

7 事業（営業・農業）・不動産所得の計算

収入額 (雑収入・自家消費 も含みます)	1	320,000
年初たな卸高	2	
仕入れ金額	3	
小計	4	
2 + 3		
年末たな卸高	5	
差引原価	6	
4 - 5		
差引金額 1 - 6	7	320,000
租税公課	8	40,000
水道光熱費	9	10,000
修繕費	10	20,000
消耗品費	11	10,000
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
	17	
経費合計	18	80,000
専従者控除額	19	
所得金額 7-18-19	20	240,000

業務・その他雑収入のある人

・申告書裏面「雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に、雑所得の収入金額、必要経費を記入してください。

・シルバー人材センターの配分金などの家内労働に関しては、実経費の代わりに特例で経費が計上できます。

・特例経費の計算式（簡易版）

65万円-給与収入-農業・営業所得の必要経費-雑所得の必要経費（公的年金等以外）

※計算結果が0以下の場合、特例経費はありません

※特例経費が収入金額を超える場合は、収入金額を特例経費としてください

手順2-1 所得から差し引かれる金額を記入 (⑬~⑯)

申告書の該当する欄に所得から差し引かれる金額を記入してください。

(基準は四) 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

事業		営業等		ア	社会保険の種類		支払った保険料	
1 収入金額	農業	農業	業	イ	社会保険料控除		円	
	不動産	不動産	業	ウ	合計		円	
	配当	配当	業	エ	小規模企業共済等掛金		円	
	給与	給与	業	オ	生命保険料控除		円	
	公的年金等	公的年金等	業	カ	新生命保険料計		円	
	業務	業務	業	キ	個人年金保険料計		円	
	その他	その他	業	ク	介護医療保険料計		円	
	短期	短期	業	ケ	地震保険料控除		円	
	長期	長期	業	コ	地長期損害保険料の計		円	
	一時	一時	業	サ	(1)~(10)のうち被扶養者控除		円	
2 所得金額	事業	営業等	業	①	(11)~(14)のうち勤労学生控除		円	
	農業	農業	業	②	(15)~(18)のうち障害者控除		円	
	不動産	不動産	業	③	(19)~(22)のうち配偶者控除		円	
	利子	利子	業	④	(23)~(26)のうち扶養親族控除		円	
	配当	配当	業	⑤	(27)~(30)のうち特定扶養親族控除		円	
	給与	給与	業	⑥	(31)~(34)のうち扶養親族特別控除		円	
	公的年金等	公的年金等	業	⑦	(35)~(38)のうち扶養親族特別控除		円	
	業務	業務	業	⑧	(39)~(42)のうち扶養親族特別控除		円	
	その他	その他	業	⑨	(43)~(46)のうち扶養親族特別控除		円	
	(7)から(9)までの計	(7)から(9)までの計	業	(10)	(47)~(50)のうち扶養親族特別控除		円	
	総合融資	総合融資	業	一時	(51)~(54)のうち扶養親族特別控除		円	
	合計	合計	業	(11)	(55)~(58)のうち扶養親族特別控除		円	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		業	(12)	(59)~(62)のうち扶養親族特別控除		円	
	小規模企業共済等掛金控除		業	(13)	(63)~(66)のうち扶養親族特別控除		円	
	生命保険料控除		業	(14)	(67)~(70)のうち扶養親族特別控除		円	
	地震保険料控除		業	(15)	(71)~(74)のうち扶養親族特別控除		円	
	(75)~(78)のうち扶養親族特別控除		業	(16)	(79)~(82)のうち扶養親族特別控除		円	
	(83)~(86)のうち扶養親族特別控除		業	(17)	(87)~(90)のうち扶養親族特別控除		円	
	(91)~(94)のうち扶養親族特別控除		業	(18)	(95)~(98)のうち扶養親族特別控除		円	
	(99)~(102)のうち扶養親族特別控除		業	(19)	(103)~(106)のうち扶養親族特別控除		円	
	(107)~(110)のうち扶養親族特別控除		業	(20)	(111)~(114)のうち扶養親族特別控除		円	
	(115)~(118)のうち扶養親族特別控除		業	(21)	(119)~(122)のうち扶養親族特別控除		円	
	(123)~(126)のうち扶養親族特別控除		業	(22)	(127)~(130)のうち扶養親族特別控除		円	
	(131)~(134)のうち扶養親族特別控除		業	(23)	(135)~(138)のうち扶養親族特別控除		円	
	(139)~(142)のうち扶養親族特別控除		業	(24)	(143)~(146)のうち扶養親族特別控除		円	
	(147)~(150)のうち扶養親族特別控除		業	(25)	(151)~(154)のうち扶養親族特別控除		円	
	(155)~(158)のうち扶養親族特別控除		業	(26)	(159)~(162)のうち扶養親族特別控除		円	
	(163)~(166)のうち扶養親族特別控除		業	(27)	(167)~(170)のうち扶養親族特別控除		円	
	(171)~(174)のうち扶養親族特別控除		業	(28)	(175)~(178)のうち扶養親族特別控除		円	
	(179)~(182)のうち扶養親族特別控除		業	(29)	(183)~(186)のうち扶養親族特別控除		円	
	(187)~(190)のうち扶養親族特別控除		業	(30)	(191)~(194)のうち扶養親族特別控除		円	
	(195)~(198)のうち扶養親族特別控除		業	(31)	(199)~(202)のうち扶養親族特別控除		円	
	(203)~(206)のうち扶養親族特別控除		業	(32)	(207)~(210)のうち扶養親族特別控除		円	
	(211)~(214)のうち扶養親族特別控除		業	(33)	(215)~(218)のうち扶養親族特別控除		円	
	(219)~(222)のうち扶養親族特別控除		業	(34)	(223)~(226)のうち扶養親族特別控除		円	
	(227)~(230)のうち扶養親族特別控除		業	(35)	(231)~(234)のうち扶養親族特別控除		円	
	(235)~(238)のうち扶養親族特別控除		業	(36)	(241)~(244)のうち扶養親族特別控除		円	
	(245)~(248)のうち扶養親族特別控除		業	(37)	(249)~(252)のうち扶養親族特別控除		円	
	(253)~(256)のうち扶養親族特別控除		業	(38)	(257)~(260)のうち扶養親族特別控除		円	
	(261)~(264)のうち扶養親族特別控除		業	(39)	(265)~(268)のうち扶養親族特別控除		円	
	(269)~(272)のうち扶養親族特別控除		業	(40)	(273)~(276)のうち扶養親族特別控除		円	
	(277)~(280)のうち扶養親族特別控除		業	(41)	(281)~(284)のうち扶養親族特別控除		円	
	(285)~(288)のうち扶養親族特別控除		業	(42)	(289)~(292)のうち扶養親族特別控除		円	
	(293)~(296)のうち扶養親族特別控除		業	(43)	(297)~(300)のうち扶養親族特別控除		円	
	(301)~(304)のうち扶養親族特別控除		業	(44)	(305)~(308)のうち扶養親族特別控除		円	
	(309)~(312)のうち扶養親族特別控除		業	(45)	(313)~(316)のうち扶養親族特別控除		円	
	(317)~(320)のうち扶養親族特別控除		業	(46)	(321)~(324)のうち扶養親族特別控除		円	
	(325)~(328)のうち扶養親族特別控除		業	(47)	(329)~(332)のうち扶養親族特別控除		円	
	(333)~(336)のうち扶養親族特別控除		業	(48)	(337)~(340)のうち扶養親族特別控除		円	
	(341)~(344)のうち扶養親族特別控除		業	(49)	(345)~(348)のうち扶養親族特別控除		円	
	(349)~(352)のうち扶養親族特別控除		業	(50)	(353)~(356)のうち扶養親族特別控除		円	
	(357)~(360)のうち扶養親族特別控除		業	(51)	(361)~(364)のうち扶養親族特別控除		円	
	(365)~(368)のうち扶養親族特別控除		業	(52)	(371)~(374)のうち扶養親族特別控除		円	
	(375)~(378)のうち扶養親族特別控除		業	(53)	(379)~(382)のうち扶養親族特別控除		円	
	(383)~(386)のうち扶養親族特別控除		業	(54)	(387)~(390)のうち扶養親族特別控除		円	
	(391)~(394)のうち扶養親族特別控除		業	(55)	(395)~(398)のうち扶養親族特別控除		円	
	(399)~(402)のうち扶養親族特別控除		業	(56)	(403)~(406)のうち扶養親族特別控除		円	
	(407)~(410)のうち扶養親族特別控除		業	(57)	(411)~(414)のうち扶養親族特別控除		円	
	(415)~(418)のうち扶養親族特別控除		業	(58)	(421)~(424)のうち扶養親族特別控除		円	
	(425)~(428)のうち扶養親族特別控除		業	(59)	(429)~(432)のうち扶養親族特別控除		円	
	(433)~(436)のうち扶養親族特別控除		業	(60)	(437)~(440)のうち扶養親族特別控除		円	
	(441)~(444)のうち扶養親族特別控除		業	(61)	(445)~(448)のうち扶養親族特別控除		円	
	(449)~(452)のうち扶養親族特別控除		業	(62)	(453)~(456)のうち扶養親族特別控除		円	
	(457)~(460)のうち扶養親族特別控除		業	(63)	(461)~(464)のうち扶養親族特別控除		円	
	(465)~(468)のうち扶養親族特別控除		業	(64)	(471)~(474)のうち扶養親族特別控除		円	
	(475)~(478)のうち扶養親族特別控除		業	(65)	(479)~(482)のうち扶養親族特別控除		円	
	(483)~(486)のうち扶養親族特別控除		業	(66)	(487)~(490)のうち扶養親族特別控除		円	
	(491)~(494)のうち扶養親族特別控除		業	(67)	(495)~(498)のうち扶養親族特別控除		円	
	(499)~(502)のうち扶養親族特別控除							

社会保険料控除の対象となる社会保険の範囲

健康保険、国民健康保険料（税）、後期高齢医療保険、介護保険、雇用保険、国民年金、農業者年金、厚生年金、船員保険、共済組合の掛金、労災保険、など

生命保険料控除

A. 新契約（平成24年1月1日以降契約）の控除額

①新生命保険料	支払保険料の計	控除額
②新個人年金保険料	～12,000円	支払保険料の全額
③介護医療保険料	12,001～32,000円	支払保険料×0.5+6,000
	32,001～56,000円	支払保険料×0.25+14,000
	56,001円～	28,000

B. 旧契約（平成23年12月31日以降契約）の控除額

④旧生命保険料	支払保険料の計	控除額
⑤旧個人年金保険料	～15,000円	支払保険料の全額
	15,001～40,000円	支払保険料×0.5+7,500
	40,001～70,000円	支払保険料×0.25+17,500
	70,001円～	35,000

C. 複数種類の生命保険契約がある場合（①～⑤の合算方法）

一般生命保険料 a,b,cのうち一番大きい額	+	個人年金保険料 d,e,fのうち一番大きい額	+	介護医療保険料 ③の控除額
a ①の控除額	d ②の控除額	e ⑤の控除額	f ②+⑤ (上限28,000円)	合計控除上限額 70,000円

地震保険料控除

区分	支払保険料の計	控除額
地震保険	～50,000円	支払保険料×0.5
	50,001円～	25,000円
旧長期 損害保険	～5,000円	支払保険料の全額
	5,001～15,000円	支払保険料×0.5+2,500円
	15,001円～	10,000円

控除の種類	控除の内容	控除額
(13) 社会保険料控除	あなたが支払った自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料がある場合	支払額の合計
(14) 小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った下記の掛け金がある場合 ・共済掛け金（小規模企業共済法に基づくもの） ・企業型年金加入者掛け金または個人型年金加入者掛け金 ・地方公共団体がおこなう心身障害者扶養共済掛け金	支払額の合計
(15) 生命保険料控除	あなたが支払った生命保険契約等の保険料、個人年金保険料、介護医療保険料などがある場合	別表のとおり
(16) 地震保険料控除	あなたが支払った地震保険契約等の保険料がある場合	別表のとおり

手順2-2

所得から差し引かれる金額を記入（⑯～㉗）

申告書の該当する欄に所得から差し引かれる金額を記入してください。

障害者控除

令和7年12月31日時点で障害者手帳等の交付を受けている人が対象です

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健手帳
特別障害者	1, 2級	A1, A2	1級
普通障害者	3~6級	B1, B2	2, 3級

区分	控除額
普通障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

配偶者（特別）控除

本人および配偶者の合計所得金額によって控除額が表のとおりとなります

配偶者（特別）控除		あなたの合計所得金額		
		～900万円	～950万円	～1千万円
合計所得 58万円以下	配偶者の年齢（令和7年12月31日時点）	配偶者控除額		
	70歳未満	33万円	22万円	11万円
	70歳以上	38万円	26万円	13万円
合計所得 58万円超	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額		
	580,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
	1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
	1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
	1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
	1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
	1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
	1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
	1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円

	控除の種類	控除の内容	控除額
(17)	寡婦控除	あなたの合計所得金額が500万円以下で、かつ次の（ア）、（イ）いずれかに該当する場合 （ア）夫と離婚後、婚姻しておらず子以外の扶養親族がいる （イ）夫と死別したあと婚姻していない	26万円
(18)	ひとり親控除	あなたの合計所得金額が500万円以下で、かつ未婚または配偶者と離婚または死別後、婚姻しておらず、かつ扶養親族となる子がいる	30万円
(19)	勤労学生控除	あなたが大学、高等學校等の学生で合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円
(20)	障害者控除	あなたや同一生計配偶者および扶養親族が障害者である場合	別表のとおり
(21)	配偶者（特別）	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、令和7年	別表のとおり
(22)	控除	12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者がいる場合	
(23)	扶養控除	令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合	別表のとおり
(24)	特定親族特別控除	あなたと生計を一にする一定の所得を有する19～22歳の親族がいる場合	別表のとおり
(25)	基礎控除	合計所得金額2,400万円以下の場合	43万円
(27)	雑損控除	災害、盗難などによる被害を受けた場合 ※（損失額－補てん額）－（総所得金額等×10%）が上限	災害関連支出 費－5万円
(28)	医療費控除	あなたが一定以上の医療費を支払った場合	別表のとおり

扶養控除

扶養親族の令和7年12月31日時点の満年齢に応じて控除額が表のとおりとなります

区分	控除額	年齢
一般扶養	33万円	16~18歳、23~69歳
特定扶養	45万円	19~22歳
老人扶養	38万円	70歳以上
同居老親 ※直系尊 属かつ同 居に限る	45万円	70歳以上
年少扶養	無し	15歳以下

特定親族特別控除

生計を一にする19～22歳の親族の合計所得金額に応じて控除額が表のとおりとなります

特定親族特別控除	
特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
580,001～950,000円	45万円
950,001～1,000,000円	41万円
1,000,001～1,050,000円	31万円
1,050,001～1,100,000円	21万円
1,100,001～1,150,000円	11万円
1,150,001～1,200,000円	6万円
1,200,001～1,230,000円	3万円

医療費控除

総所得金額等	控除額	控除上限額
200万円以上	支払金額ー保険等による補填金ー10万円	
200万円未満	支払金額ー保険等による補填金ー総所得金額等の5%	<u>200万円</u>

手順3

分離課税所得を記入（該当の所得がある人のみ）

令和7年中に分離課税所得があった人は、申告書裏面「分離課税の所得」欄に記入してください

13 分離課税の所得（適宜資料を添付してください）

	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	所得金額(A-B-C)
譲渡（短期・長期）	円	円	円	円
	A 収入金額	B 必要経費	所得金額（A-B）	
一般 株式 等 の 譲 渡	円	円	円	円
上場 株式 等 の 譲 渡	円	円	円	円
上場 株式 等 の 配 当	円	円	円	円
先 物 取 引	円	円	円	円
山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告控除 所得金額(A-B-C-D)
	円	円	円	円
退 職	A 収入金額	勤続年数 普・障害の別	B 退職所得控除額	C 差引（A-B） 所得金額（C×1/2）
	円	普通・障害	円	円

分離譲渡	土地、建物等の譲渡による所得
短期	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの
長期	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの
株式等の譲渡	有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当	配当所得は、原則として総合課税の対象とされていますが、上場株式の配当等（一定の大口株主等がうけるものを除きます）については、市民税3%・県民税2%、所得税15%の税率による申告分離課税を選択できます。
先物取引にかかる雑所得	商品先物取引、有価証券先物取引等又は金融先物取引による事業所得又は雑所得で一定のもの（商品先物取引等にかかる雑所得等は、入金額から委託手数料やその他の経費を引いて計算します。税率は市民税3%、県民税2%です。）
山林所得	山林を伐採または立木のまま譲渡したことによる所得
退職所得	退職に際し、勤務先から受け取る退職金・一時恩給などによる所得 ※既に市・県民税が差し引かれている場合は記入不要です

手順4

その他の事項を記入（申告書裏面）

事業専従者に関する事項

8 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
		明・大 昭・平・令 ・		円
個人番号				

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の扶養親族のうち、あなたの事業に昨年1年間のうち6カ月を超える期間専ら従事していた人（事業専従者）について、事業所得金額から次の（A）、（B）のいずれか少ない金額を控除できます。

（A）配偶者は86万円、その他の親族は1人につき50万円

（B）事業所得金額 ÷ （事業専従者数 + 1）

※事業専従者とした人を配偶者（特別）控除、扶養控除の対象とすることはできません

※事業専従者のマイナンバーの記載が必要です

寄附金に関する事項

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
福井県共同募金会、日赤福井県支部、都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	円
県条例指定寄附金	円
市条例指定寄附金	円

あなたが前年中に次のア～エの団体に対して行った寄附の合計金額が2,000円を超える場合に記入してください。

ア 都道府県、市区町村（ふるさと納税等）

イ 福井県共同募金会

ウ 日本赤十字社福井県支部

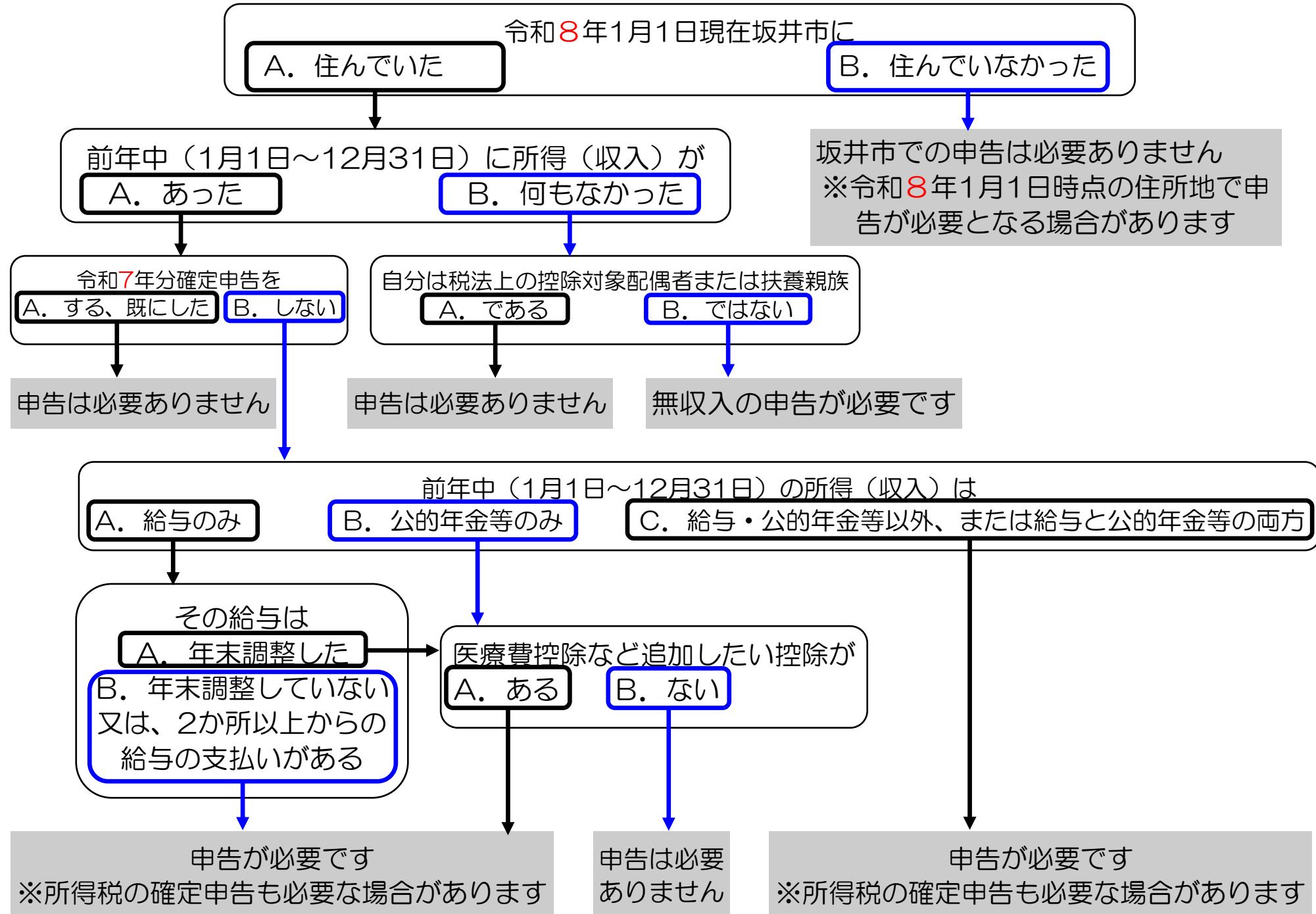
エ 福井県又は坂井市が条例に指定した団体等

※この控除を受ける場合には、寄附金の金額などの証明書を添付または提示してください

その他の注意事項

- 税制改正により令和6年度以降の住民税において、上場株式等の配当等について所得税と異なる課税方式（申告不要制度等）を選択することはできなくなりました。

住民税申告が必要かどうかフローチャート（福井県坂井市）



税額控除・非課税範囲・ふるさと納税上限式など

住民税非課税の範囲

・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親は、合計所得金額135万円以下まで非課税です。
※給与所得のみの場合、給与収入2,043,999円以下です。

・合計所得金額が、次の金額以下の人には、住民税均等割が非課税です。
 $28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 10\text{万円} (+168,000 \text{ (扶養人数1以上のとき)})$

【均等割非課税所得早見表】

扶養人数	0	1	2	3	4	5
均等割非課税所得	380,000	828,000	1,108,000	1,388,000	1,668,000	1,948,000
給与収入	1,030,000	1,478,000	1,758,000	2,099,999	2,499,999	2,899,999
65歳以上年金収入	1,480,000	1,928,000	2,208,000	2,488,000	2,768,000	3,048,000

・総所得金額が、次の金額以下の人には、住民税所得割が非課税です。
 $35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 10\text{万円} (+320,000 \text{ (扶養人数1以上のとき)})$

調整控除の計算

あなたの合計所得金額が2,500万円以下のとき、次の金額を所得割から差し引きます。

あなたの合計課税所得	調整控除額
~2,000,000円	・人的控除の差合計×5% ・合計課税所得×5% のいずれか少ない方
2,000,001円~	{人的控除の差合計 - (合計課税所得-200万円)} ×5% ※2,500円以下のときは2,500

- ・人的控除の差合計：所得税と住民税の人的控除の差の合計です（別表参照）
- ・合計課税所得：所得控除後の課税総所得、退職、山林所得の合計です

人的控除の差

調整控除の計算に必要な人的控除の差は、表のとおりです

配偶者控除		あなたの合計所得金額		
合計所得 58万円以下	配偶者の年齢	~900万円	~950万円	~1千万円
		人的控除の差		
		70歳未満	5万円	4万円
	70歳以上	10万円	6万円	3万円

区分	人的控除の差	区分	人的控除の差
一般扶養	5万円	寡婦	1万円
特定扶養	18万円	ひとり親（父）	1万円
老人扶養	10万円	ひとり親（母）	5万円
同居老親	13万円	勤労学生	1万円
年少扶養	無し	基礎控除	
普通障害	1万円	あなたの合計所得金額	
特別障害	10万円	人の控除の差	
同居特別障害	22万円	~2,500万円	5万円
		2,500万1~	無し

住宅借入金等特別税額控除（住宅控除）

次の金額の、いずれか少ない方を所得割から控除します。

- ①前年分所得税から引ききれなかった住宅控除額
- ②所得税の課税総所得金額等×5%（または7%）
控除上限 97,500円 （②で7%のときは136,500）
- ・②で7%となるのは、特定取得、特別特定取得、（特例）特別特例取得の住宅です

ふるさと納税の上限計算式

ふるさと納税（寄附金控除特例分）については、住民税所得割の20%という上限が設けられています。この上限を超えない寄附金額を住民税額から求める計算式は表のとおりです。

課税所得	~1,950,000	~3,300,000	~6,950,000	~9,000,000	~18,000,000	~40,000,000	40,000,001~
ふるさと納税上限逆算式	所得割× 23.558%+2,000	所得割× 25.065%+2,000	所得割× 28.743%+2,000	所得割× 30.067%+2,000	所得割× 35.519%+2,000	所得割× 40.683%+2,000	所得割× 45.397%+2,000

- ・総合所得に係る所得割がなく、分離課税に係る所得割のみの方は、この表のとおりには計算できませんのでご注意ください
- ・所得割は、住民税にかかる税額控除前の金額から、調整控除のみを適用した金額です。調整控除以外の税額控除（住宅控除など）がある場合は、計算に含めないようご注意ください
- ・住民税は、前年中の所得、控除をもとに計算しております。来年度の寄附金控除の上限については、今年の所得、控除をもとに計算しますので、目安としてご利用ください